

2022年10月19日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）」約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）」につきまして、下記のとおり約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）

2. 約款変更日

2022年10月19日

3. 変更内容

①当該ファンドと同一のインデックスに連動するマザーファンド（「外国債券インデックスマザーファンド」）を主要投資対象とするファミリーファンド方式へ変更

②ベンチマークの変更

変更後	FTSE世界国債インデックス（除く日本、 <u>円換算ベース</u> ）
変更前	FTSE世界国債インデックス（除く日本、 <u>円ベース</u> ）

③信託財産留保額の変更

変更後	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.07%</u> をかけた額
変更前	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.1%</u> をかけた額

④信託報酬率（年率）の変更

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.825%（税抜 年率0.750%）</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率1.10%（税抜 年率1.00%）</u> をかけた額

ファンドの純資産 総額に応じて	信託報酬率（税抜）						
	合計		委託会社		販売会社		受託会社
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更なし
1,000億円以下の部分	<u>0.75%</u>	<u>1.00%</u>	<u>0.35%</u>	<u>0.475%</u>	<u>0.35%</u>	<u>0.475%</u>	0.05%
1,000億円超の部分				<u>0.425%</u>		<u>0.525%</u>	

4. 変更理由

- ①同一インデックスに連動するマザーファンド経由で投資することによって、資産規模の拡大に伴う連動率の向上が見込めるためです。
- ②ファミリーファンド方式への変更に伴い、マザーファンドと同様のベンチマークに変更するためです。
- ③ファミリーファンド方式への変更に伴い、マザーファンドと同額の水準に変更するためです。
- ④信託報酬率を引き下げるためです。

以上

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本お知らせに関するお問い合わせ</u>
 <u>三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034</u>
 <u>【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】</u> ・ <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u>
 <u>お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。</u> |
|--|

約款変更新旧対照表

三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）

変更後（新）	変更前（旧）
運用の基本方針	運用の基本方針
運用方法	運用方法
<p>(1) 投資対象</p> <p><u>外国債券インデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。<u>なお、日本を除く世界主要国の国債等に直接投資することがあります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①<u>外国債券インデックスマザーファンド受益証券</u>への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。</p> <p>②<u>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</u></p> <p>③ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円<u>換算</u>ベース）とします。運用の効率化を図るため、先物取引等を利用することができます。</p> <p>④<u>実質組入外貨建資産</u>については原則として<u>為替</u>ヘッジを行いません。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。</p> <p>⑤<u>株式への実質投資</u>は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。</p> <p>なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価</p>	<p>(1) 投資対象</p> <p><u>日本を除く世界主要国の国債等（投資適格債）</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①日本を除く世界主要国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。</p> <p><u><追加></u></p> <p>②ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とします。運用の効率化を図るため、先物取引等を利用することができます。</p> <p>③外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。</p> <p>④株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。</p> <p>なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</p>	<p>証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</p>
<p>運用制限</p>	<p>運用制限</p>
<p>(1) 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への<u>実質</u>投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託証券への<u>実質</u>投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>(4) 同一銘柄の株式への<u>実質</u>投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への<u>実質</u>投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への<u>実質</u>投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>(7) 外貨建資産への<u>実質</u>投資割合に制限を設けません。</p>	<p>(1) 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>(4) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>(7) 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第20条 委託者は、信託金を、<u>三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国債券インデックスマザーファンド</u>（以下「マザーファンド」といいます。）<u>の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u></p> <p>（略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する株式、<u>新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>⑤ <u>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p> <p>⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と<u>マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額</u>が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑦ <u>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザ</u></p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第20条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><追加></p> <p>⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><追加></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>マーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p>	
<p>（同一銘柄の株式等への投資制限） 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と<u>マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額</u>が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② <u>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と<u>マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額</u>が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>④ <u>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p>	<p>（同一銘柄の株式等への投資制限） 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><u><追加></u></p> <p>② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><u><追加></u></p>
<p>（同一銘柄の転換社債等への投資制限） 第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、</p>	<p>（同一銘柄の転換社債等への投資制限） 第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>	<p>新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><追加></p>
<p>（外国為替予約の指図）</p> <p>第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>③ 前項において信託財産に属するとみ</p>	<p>（外国為替予約の指図）</p> <p>第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p><追加></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>なした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p> <p>④ <u>第2項</u>の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>	<p>③ <u>前項</u>の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>
<p>（有価証券の売却等の指図）</p> <p>第39条 委託者は、信託財産に属する<u>マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約</u>、有価証券の売却等の指図ができます。</p>	<p>（有価証券の売却等の指図）</p> <p>第39条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>
<p>（再投資の指図）</p> <p>第40条 委託者は、前条の規定による<u>一部解約金</u>、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>（再投資の指図）</p> <p>第40条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>（信託報酬等の額）</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>75</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>（略）</p>	<p>（信託報酬等の額）</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>100</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>（略）</p>
<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第53条 （略）</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に<u>0.07%</u>の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>（略）</p>	<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第53条 （略）</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に<u>0.1%</u>の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>（略）</p>

以上